

正会員の活動の対価および手当に関する細則

(目的)

第1条 正会員の活動の対価に関する事項を定める。

(対価の種類)

第2条 活動の対価は税法上、給与とし、その種類は、給料および諸手当とする。諸手当の分類は別途定める。(別表1および別表2)

(給与の支払)

第3条 給与は、通貨で直接本人に支払う。支払いの方法は、本人が指定する銀行その他金融機関の本人名義の口座へ振り込みにより支払うことができる。

－2. 法令及び協定により控除するものがあるときは、給与から控除して支払う。

(給与の計算期間及び支給日)

第4条 給与は、月の1日から末日までを一給与期間とし、月の末日をもって締め切る。

－2. 給与は活動月、翌々月の10日に支払う。但し、支払日が銀行その他の金融機関の休日に当たるときは、その日前的もっとも近い休日でない日とする。

(給与明細書の交付)

第5条 給与の支払にあたっては、給与の種類別金額、給与からの控除費目別金額を記載した給与支払い明細書を交付する。

(給与台帳の作成と保管)

第6条 当法人は給与計算の基礎となる事項及び対価の額等、法令で定める事項を記載した台帳を作成し、保管する

(細則の改廃等)

第7条 この細則は理事会において決定し、定例会において承認を受ける。

第8条 この細則は平28年 1月 1日より発効する。